

退職金を預けるなら JAの退職金専用定期貯金がお得です







| ご利用いただける方 | | □個人のお客さま(退職金のお受取から1年以内) □お申込み時に、退職金の「源泉徴収票」などのお受取額を確認できる 書類をご呈示いただきます。 |
|-----------|-------|--|
| 預入方法 | ①預入方法 | □一括預入(証書式のみ) |
| | ②預入金額 | □100万円以上(退職金の受取金額を上限といたします。) |
| | ③預入単位 | □1円単位 |
| | 4預入期間 | □6か月(自動継続) |
| 払戻方法 | | □満期日以降に一括して払戻します。 |
| 利 息 | ①適用金利 | □預入時の店頭表示金利+0.4%(年金予約者は+0.6%)を満期まで適用いたします。 ※上記金利は初回満期日までといたします。初回満期日以降は、継続日当日のスーパー定期貯金・大口定期貯金の店頭表示金利が適用されます。 |
| | ②利払頻度 | □満期日以降に一括して支払います。 |
| | ③計算方法 | □付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 |
| | 4税 金 | □お利息には20.315%(国税15%、地方税5%、復興特別所得税 0.315%)の税金がかかります。 |
| 付加できる特約事項 | | □個人のお客さまは「少額貯蓄非課税制度」の取扱いができます。 |
| 中途解約時の取扱い | | □満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算 した利息と共に払戻します。 |
| 貯金保険制度 | | □保険対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等[全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金)のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。]と合わせ、元本1000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |

●市場環境の変化により取扱内容を変更させていただく場合があります。詳しくは、最寄りのJA窓口までお問い合わせください。

